

第一一六回

参第一号

消費税法を廃止する法律（案）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（旧消費税法に規定する経過措置の効力）

第二条 この法律による廃止前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）附則第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第三十五条、第三十八条、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十九条、第五十一条、第五十三条、第五十六条、第五十八条、第六十

一条及び第六十五条（消費税の創設による関係法律の改廃に伴う経過措置）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（消費税法の廃止に伴う一般的経過措置）

第三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に国内（旧消費税法第二条第一項第一号（定義）に規定する国内をいう。以下この条並びに附則第十条、第十一条、第十四条及び第十五条において同じ。）において事業者（同項第四号に規定する事業者をいう。以下この条並びに附則第五条、第六条、第九条から第十一条まで、第十四条及び第十五条において同じ。）が行った資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。附則第五条から第八条まで及び第十七条において同じ。）及び施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。附則第八条、第十条から第十三条まで及び第十

七条において同じ。)並びに施行日前に保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。附則第十条から第十三条まで及び第十七条において同じ。)から引き取られた外国貨物(同項第十号に規定する外国貨物をいう。)に係る消費税については、なお従前の例による。

(継続供給等に係る課税資産の譲渡等に関する経過措置)

第四条 継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号(定義)に規定する電気通信役務をいう。)で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等(旧消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条並びに附則第十二条から第十五条まで及び第三十七条において同じ。)で施行日以後初めて料金の支払

を受ける権利が確定されるもの（当該料金の支払を受ける権利の確定される日が平成二年四月三十日以前であるものでその直前の料金の支払を受ける権利が確定した日が同年三月一日前であるもの（以下この条において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあっては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分）については、当該確定された料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあっては、当該確定された料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等は、施行日に行われたものとみなす。

（割賦販売等に係る資産の譲渡等に関する経過措置）

第五条 事業者が施行日前に割賦販売等（旧消費税法第十五条第一項（割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例）に規定する割賦販売等をいう。以下この条において同じ。）の方法により行った資産の譲渡等（旧消費税法第十五条の規定の適用を受ける割賦販

売等にあつては、同条の規定により施行日前に行われたものとされる資産の譲渡等に限る。)に係る消費税については、なお従前の例による。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等に関する経過措置)

第六条 事業者が施行日前に延払条件付販売等(旧消費税法第十六条第一項(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する延払条件付販売等をいう。以下この条において同じ。)の方法により行った資産の譲渡等(旧消費税法第十六条の規定の適用を受ける延払条件付販売等にあつては、同条の規定により施行日前に行われたものとされる資産の譲渡等に限る。)に係る消費税については、なお従前の例による。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等に関する経過措置)

第七条 旧消費税法第十七条第一項(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)の規定により施行日の前日までに終了する課税期間(附則第九条第一項の規定の適用が

ないものとした場合における旧消費税法第十九条（課税期間）に規定する課税期間をいう。）において行ったものとされる資産の譲渡等に係る消費税については、なお従前の例による。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等に関する経過措置）

第八条 旧消費税法第十八条第一項（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例）に規定する個人事業者において資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日又は課税仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日前である場合の当該資産の譲渡等又は課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

（課税期間の特例等）

第九条 平成二年三月三十一日の属する課税期間（旧消費税法第十九条（課税期間）に規定する課税期間をいう。第三項、次条及び附則第十六条において同じ。）については、

旧消費税法第十九条の規定にかかわらず、同日までの期間とする。

2 事業者の旧消費税法第四十二条第一項（課税資産の譲渡等についての中間申告）の規定による申告書の提出期限が施行日以後である場合の当該申告書については、同項の規定にかかわらず、その提出は要しないものとする。

3 第一項の規定により平成二年三月三十一日までの期間とされる課税期間に係る個人事業者（旧消費税法第二条第一項第三号（定義）に規定する個人事業者をいう。附則第十四条第一項及び第十五条第一項において同じ。）の旧消費税法第四十五条第一項（課税資産の譲渡等についての確定申告）の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同年六月三十日とする。

（この法律の施行後に仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措置）

第十条 事業者（旧消費税法第九条第一項本文（小規模事業者に係る納税義務の免除）の規定の適用があるものとした場合において消費税を納める義務が免除される事業者となるものを除く。）は、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日から平成三年三月三十一日までの間（以下この条において「経過期間」という。）において返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、当該課税仕入れに係る支払対価の額（旧消費税法第三十条第一項（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額（以下この条において「仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、同年五月三十一日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。

一 当該事業者の平成二年三月三十一日の属する課税期間における旧消費税法第三十条第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額（同条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）の合計額（以下この条並びに附則第十二条及び第十三条において「仕入れに係る消費税額」という。）の計算につき旧消費税法第三十条第二項の規定の適用がなかった場合 経過期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百三分の三（同法附則第十一条第一項（普通乗用自動車の税率等に関する経過措置）の適用を受けた普通乗用自動車については、百六分の六。以下同じ。）を乗じて算出した金額をいう。次号において同じ。）の合計額

二 当該事業者が平成二年三月三十一日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額の計算につき旧消費税法第三十条第二項の規定の適用があった場合 経過期間にお

いて仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額に当該課税期間に係る課税売上割合を乗じて計算した金額（同条第三項本文の規定の適用があった場合には、同項に規定する承認に係る割合を用いて計算した金額。第三項第二号において同じ。）

- 2 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により施行日前に行われた課税仕入れにつき経過期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が施行日前に行った課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。
- 3 事業者（旧消費税法第九条第一項本文の規定の適用があるものとした場合において消費税を納める義務が免除される事業者となるものを除く。）は、施行日前に保税地域から引き取った課税貨物（旧消費税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物

をいう。以下この条から附則第十三条まで及び第十七条において同じ。)に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、経過期間において還付を受ける場合には、平成三年五月三十一日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。

一 当該事業者の平成二年三月三十一日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額の計算につき旧消費税法第三十条第二項の規定の適用がなかった場合 保税地域から引き取った課税貨物につき経過期間において還付を受ける消費税額(附帯税(旧消費税法第二条第一項第十八号に規定する附帯税をいう。)の額に相当する額を除く。次号において同じ。)の合計額

二 当該事業者が平成二年三月三十一日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額の計算につき旧消費税法第三十条第二項の規定の適用があった場合 保税地域から

引き取った課税貨物につき経過期間において還付を受ける消費税額の合計額に当該課税期間に係る課税売上割合を乗じて計算した金額

- 4 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により施行日前に保税地域から引き取られた課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、経過期間において還付を受ける場合には、その相続人が施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき還付を受けるものとみなして、前項の規定を適用する。
- 5 第二項の規定は合併により事業を承継した合併法人（旧消費税法第二条第一項第五号に規定する合併法人をいう。以下この項並びに附則第十四条第四項及び第十五条第七項において同じ。）が被合併法人（旧消費税法第二条第一項第六号に規定する被合併法人をいう。以下この項及び附則第十五条第七項において同じ。）により施行日前に行われ

た課税仕入れにつき経過期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、前項の規定は合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により施行日前に保税地域から引き取られた課税貨物に係る消費税額の還付を経過期間において受ける場合について、それぞれ準用する。

6 第一項又は第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三年五月三十一日までに、当該申告書に記載した消費税額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

7 この条並びに附則第十四条及び第十五条において、「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むものとする。

(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置)

第十一条 事業者が施行日前に国内において行った調整対象固定資産（旧消費税法第二条第一項第十六号（定義）に規定する調整対象固定資産をいう。以下この条から附則第十三条までにおいて同じ。）の課税仕入れ又は施行日前に行った調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りについては、旧消費税法第三十三条（課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整）の規定にかかわらず、同条の規定は適用しない。

（課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置）

第十二条 旧消費税法第三十条第二項第一号（仕入れに係る消費税額の控除）に定める方法により課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ又は課税貨物として仕入れに係る消費税額が計算されたものに係る調整対象固定資産が施行日前に同号に規定するその他の

資産の譲渡等に係る業務の用に供された場合における当該調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整については、なお従前の例による。

- 2 旧消費税法第三十条第二項第一号に定める方法により課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ又は課税貨物として仕入れに係る消費税額が計算されたものに係る調整対象固定資産が施行日以後に同号に規定するその他の資産の譲渡等に係る業務の用に供された場合における当該調整対象固定資産の課税仕入れ又は保税地域からの引取りについては、旧消費税法第三十四条（課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）の規定にかかわらず、同条の規定は適用しない。

（非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置）

第十三条 旧消費税法第三十条第二項第一号（仕入れに係る消費税額の控除）に定める方

法により同号に規定するその他の資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ又は課税貨物として仕入れに係る消費税額がないこととされたものに係る調整対象固定資産が施行日前に課税資産の譲渡等に係る業務の用に供された場合における当該調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整については、なお従前の例による。

- 2 旧消費税法第三十条第二項第一号に定める方法により同号に規定するその他の資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ又は課税貨物として仕入れに係る消費税額がないこととされたものに係る調整対象固定資産が施行日以後に課税資産の譲渡等に係る業務の用に供された場合における当該調整対象固定資産の課税仕入れ又は保税地域からの引取りについては、旧消費税法第三十五条（非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）の規定にかかわらず、同条の規定は適用しない。

(この法律の施行後に売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額に関する経過措置)

第十四条 事業者(旧消費税法第九条第一項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定の適用があるものとした場合において消費税を納める義務が免除される事業者となるものを除く。)は、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等(旧消費税法第七条第一項(輸出免税等)、第八条第一項(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)につき、施行日以後に返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額(旧消費税法第二十八条第一項(課税標準)に規定する対価の額をいう。)と当該対価の額に百分の三(旧消費税法附則第十一条第一項(普通乗用自動車の税率等に関する経過措置)の適用を受けた普通乗用自動車については、百分の

六) を乗じて算出した金額との合計額 (以下この項及び次条において「税込価額」という。) の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額 (以下この条において「売上げに係る対価の返還等」という。) をした場合には、附則第十六条第一項の規定による還付を受けるため、平成二年六月一日 (個人事業者にあつては、同年七月一日) 以後に、当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額 (当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百三分の三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。) の合計額を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

2 前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存

をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により施行日前に行われた課税資産の譲渡等につき施行日以後に売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が施行日前に行った課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人について準用する。

(この法律の施行後の貸倒れに係る消費税額に関する経過措置)

第十五条 事業者(旧消費税法第九条第一項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定の適用があるものとした場合において消費税を納める義務が免除される事業者となるものを除く。)は、施行日前に国内において課税資産の譲渡等(旧消費税法第七条第一項(輸出免税等)、第八条第一項(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る

免税)その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)を行った場合において、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の規定による更生計画認可の決定により債権の切捨てがあったことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなったときは、次条第一項の規定による還付を受けるため、平成二年六月一日(個人事業者にあつては、同年七月一日)以後に、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額(当該税込価額に百三分の三を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。)の合計額を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

2 前項の規定は、事業者が大蔵省令で定めるところにより同項に規定する債権につき同

項に規定する事実が生じたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

- 3 第一項の規定の適用を受けた同項の事業者又は旧消費税法第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額の控除等）の規定の適用を受けた同項の事業者がこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収を施行日以後にした場合には、当該事業者は、当該領収をした日の翌日から二月以内に、当該領収をした税込価額に係る消費税額を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した消費税額に相当する消費税を国に納付しなければならない。
- 5 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人がある場合において、当

該被相続人により施行日前に行われた課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権について当該相続があった日以後及び施行日以後において第一項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該課税資産の譲渡等を行ったものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

6 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人が当該被相続人について第一項又は旧消費税法第三十九条第一項の規定が適用された課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部を領収した場合には、その相続人がこれらの規定の適用を受けたものとみなして、第三項及び第四項の規定を適用する。

7 前二項の規定は、合併により当該合併に係る被合併法人から事業を承継した合併法人について準用する。

(この法律の施行後の売上げに係る対価の返還等及び貸倒れに係る還付)

第十六条 附則第十四条第一項又は前条第一項の規定による申告書の提出があった場合には、税務署長は、これらの申告書を提出した者に対し、当該申告書に記載された消費税額に相当する消費税を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。次項において同じ。）を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、附則第十四条第一項又は前条第一項の規定による申告書の提出があった日の属する月の末日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当（同法第五十七条第一項（充当）の規定による充当をいう。以下この条において同じ。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を旧消費税法第四十五条第一項（課税資産の譲渡等についての確定申告）に規定する申告書に係る課税期間の消費税で未納のもの又は附則第十条第一項若しくは第三項又は前条第三項に規定する申告書に記載された消費税額に相当する消費税で未納のものに充当する場合には、その還付金のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の消費税については、延滞税を免除するものとする。

（国及び地方公共団体に対する特例に関する経過措置）

第十七条 旧消費税法第六十条第二項（国、地方公共団体等に対する特例）の規定により平成元年度の会計年度の末日に行われたものとされる資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第二十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律 (昭和二十二年法律第百三十八号) の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の条名を削る。

(郵便法の一部改正)

第二十一条 郵便法 (昭和二十二年法律第百六十五号) の一部を次のように改正する。

第九十三条から第九十五条までを削る。

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

(相続税法の一部改正)

第二十三条 相続税法 (昭和二十五年法律第七十三号) の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「、消費税」を削る。

(公営住宅法の一部改正)

第二十四条 公営住宅法 (昭和二十六年法律第百九十三号) の一部を次のように改正する

。

第十二条第一項中「、地代」を「及び地代」に改め、「及び公課」を削る。

第十三条第三項中「、地代に相当する額及び公課」を「及び地代に相当する額」に改める。

(税理士法の一部改正)

第二十五条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号二を次のように改める。

二 酒税法

第八条第一項第四号中「、消費税」を削る。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行前に消費税法について税理士法第七条第一項(試験科目の一部の免除)に規定する基準以上の成績を得た者で同項に規定する申請を行うものに対

する前条の規定による改正後の同法第六条第一号（試験の目的及び試験科目）の規定の適用については、同号二中「酒税法」とあるのは、「消費税法又は酒税法のいずれか一科目」とする。

2 施行日において消費税の賦課又は消費税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間を有する者に対する前条の規定による改正後の税理士法第八条第一項第四号（試験科目の一部の免除）の規定の適用については、同号中「若しくは」とあるのは「、消費税若しくは」と、「期間」とあるのは「期間（消費税に関する当該事務に従事した期間については、平成二年三月三十一日までの期間に限る。））」とする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）」を削る。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第十一条第一項中「第七条及び」、「消費税、」、「資産、」及び「、第七条第一項各号」を削り、同条第二項中「規定する資産、揮発油」を「規定する揮発油」に改め、「第七条第一項各号、」を削り、「当該資産、揮発油」を「当該揮発油」に改め、「第七条第一項、」及び「消費税額、」を削り、「相当する消費税、揮発油税」を「相当す

る揮発油税」に、「当該消費税、揮発油税」を「当該揮発油税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(次項及び附則第三十九条第二項において「旧所得税法等特例法」という。)の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に旧所得税法等特例法第七条第一項(消費税法の特例)の規定により消費税の免除を受けた資産については、旧所得税法等特例法第十一条(免税物品の

譲渡禁止等)の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)」を削る。

第七条中「、消費税」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（次項及び附則第三十九条第三項において「旧関税法等特例法」という。）の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に旧関税法等特例法第七条（内国消費税の免除）の規定により消費税の免除を受けて輸入された物品は、前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（以

下この項及び附則第三十九条第三項において「新関税法等特例法」という。) 第七条の規定により内国消費税の免除を受けて輸入された物品とみなして、新関税法等特例法第八条(関税及び内国消費税の徴収)の規定を適用する。

(会社更生法の一部改正)

第三十一条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第百十九条中「、消費税」を削る。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 この附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税並びに附則第十条第六項及び第十五条第四項の規定により納付しなければならないこととされる消費税については、前条の規定による改正前の会社更生法第百十九条(源泉徴収所得税等)の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第三十三条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八十六条中「消費税及び」を削る。

(関税法の一部改正)

第三十四条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項第二号中「消費税法等」を「酒税法等」に改める。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 旧消費税法に違反した者に係る前条の規定による改正後の関税法第二十四条第二項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定による許可については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第三十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)」を削る。

第二条第一項中「、消費税」を削り、同項第二号中「第五条第三項本文」を「第五条第一項本文」に改め、同条第二項を削る。

第四条第二項中「、消費税法」を削る。

第五条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項及び第六項を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例

に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（以下この条において「旧協定特例法」という。）の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下この条において「相互防衛援助協定」という。）第六条の規定により消費税の免除を受けて輸入された資材等（旧協定特例法第二条第一項（関税等を徴収する場合）に規定する資材等をいう。第四項において同じ。）又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品については、旧協定特例法第二条第一項の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 前条の規定の施行前に行われた課税資産の譲渡等についての相互防衛援助協定第六条の規定による消費税の免除については、旧協定特例法第二条第二項の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

4 前条の規定の施行前に相互防衛援助協定第六条の規定により消費税の免除を受けて調達された資材等又は製品等（旧協定特例法第四条第一項（免税輸入資材等の譲受けの制限等）に規定する製品等をいう。）の譲受けについては、旧協定特例法第五条第一項、第二項、第五項及び第六項（免税調達資材等の譲受けの制限等）の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第三十八条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等

の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）」を削る。

第三条第一項中「、消費税法」を削り、同条第二項中「第七条第一項第一号、」、「消費税、」及び「資産、」を削り、「免税物品等」を「免税物品」に改める。

第四条中「、消費税法」を削る。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 前条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（以下この条において「旧国連軍特例法」という。）の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消

費税については、なお従前の例による。

- 2 前条の規定の施行前に旧国連軍特例法第三条第一項（所得税法等の特例）において準用する旧所得税法等特例法第七条第一項（消費税法の特例）の規定により消費税の免除を受けた資産については、旧国連軍特例法第三条第二項の規定（同項において準用する旧所得税法等特例法第十一条（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を含む。）は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 前条の規定の施行前に旧国連軍特例法第四条（関税法等の特例）において準用する旧関税法等特例法第七条（内国消費税の免除）の規定により消費税の免除を受けて輸入された物品は、前条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（以下この項において「新国連軍特例法」という。）第四条において準用する新関税法等特例法第七条の規定により内国

消費税の免除を受けて輸入された物品とみなして、新国連軍特例法第四条の規定を適用する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第四十条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)」を削り、「消費税法等」を「酒税法等」に改める。

第二条第一号中「消費税法等」を「酒税法等」に改め、「消費税、」を削り、同条第二号中「、消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物」を削る。

第五条の見出し中「引取り等」を「引取り」に改め、同条第一項中「消費税法等」を「酒税法等」に改め、同条第二項を削る。

第六条第一項、第二項及び第四項、第七条第一項並びに第十条第一項及び第四項中「消費税法等」を「酒税法等」に改める。

第十三条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「免除されるもの」の下に「（関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）」を加え、「（消費税を除く。）」を削り、同項第一号中「第九号まで」の下に「（無条件免税）」を加え、同項第二号中「第九号」の下に「（特定用途免税）」を加え、同項第三号中「各号」の下に「（外交官用貨物等の免税）」を加え、同項第四号中「第十一号まで」の下に「（再輸出免税）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第一項第四号又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項中「若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号」を「又は第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「若しくは第四号又は第三項

第二号、第三号若しくは第四号」を「又は第四号」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五条の二及び第十五条の三を削る。

第十六条第一項中「、消費税法第四条第五項本文」を削り、同条第三項及び第四項中「控除又は」を削り、同条第五項中「消費税法等」を「酒税法等」に改め、同条第六項中「第十三条第三項」を「第十三条第一項」に改める。

第十六条の二を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十一条 前条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律

(以下この条において「旧輸徴法」という。) の規定により前条の規定の施行前に課し

た、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 旧輸徴法第二条第二号(定義)の課税物品に該当し、前条の規定による改正後の輸入

品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（次項において「新輸徴法」という。）第二条第二号の課税物品に該当しないこととなったものに対する消費税の還付については、なお従前の例による。

- 3 旧輸徴法の規定の適用を受けて前条の規定の施行前に保税地域から引き取られた課税物品は、新輸徴法の規定の適用を受けて保税地域から引き取られた課税物品とみなして、新輸徴法第十一条第三項（保税運送等の場合の免税）、第十二条第四項（船用品又は機用品の積込み等の場合の免税）又は第十三条第五項（免税等）の規定を適用する。
- 4 旧輸徴法第十五条の三第一項（再輸出される課税物品に係る消費税の軽減）の規定によりその輸入の際に消費税の軽減を受けた課税物品については、同条第二項の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（租税特別措置法の一部改正）

第四十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

「第六章 消費税法等の特例

目次中 第一節 消費税法の特例（第八十五条 - 第八十六条の五）を「第六章
第二節 酒税法の特例（第八十七条・第八十七条の二）」 第一節

酒税法等の特例

酒税法の特例（第八十五条 - 第八十七条の二）」に、「第二節の二」を「第二節」に改める。

第一条中「消費税、酒税」を「酒税」に改め、「、申告書の提出期限」及び「、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）」を削る。

第六章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第六章 酒税法等の特例

第一節 酒税法の特例

第八十五条及び第八十六条を次のように改める。

第八十五条及び第八十六条 削除

第八十六条の二から第八十六条の五までを削る。

「第二節 酒税法の特例」を削る。

第八十七条の二第一項中「、外航船等」を「、本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機（以下この条及び次条において「外航船等」という。）」に改め、「機用品」の下に「（関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。次条において同じ。）」を、「港」の下に「（同項第十一号から第十三号までに規定する開港、税関空港又は不開港をいう。次項及び次条において同じ。）」を、「航空機への積込み」

の下に「（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十二条第一項の積込みをいう。次条において同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類のうち酒類の製造場から移出されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税関長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く。）には、当該酒類の所持者が関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される当該各号に定める酒類を保税地域から引き取るものとみなして、酒税法を適用する。この場合において、当該酒類に係る酒税の納税地は、当該酒類が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とする。

一 本邦において陸揚げ又は取卸し（積換えを含む。以下この号において同じ。）が
される場合 その陸揚げ又は取卸しがされる酒類

二 当該外航船等が外航船等でなくなる時に当該外航船等に現存する場合 その現存
する酒類

第六章中第二節の二を第二節とする。

第八十八条第二項を次のように改める。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たば
このうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合におい
て、同条第二項中「酒税法」とあるのは「たばこ税法」と読み替えるものとする。

（国税徴収法の一部改正）

第四十三条 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 酒税等 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税をいう。

第十一条（見出しを含む。）及び第二十六条第一号中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第三十六条中「以下この条、」を削り、「第二号に定める者にあつては同号に規定する貸付けに係る財産（取得財産を含む。）、第三号」を「第二号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第一百五十八条第一項中「消費税等（消費税を除く。）」を「酒税等」に改める。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 前条の規定による改正前の国税徴収法の規定により同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった消費税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第四十五条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 酒税等 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税をいう。

第二条第九号中「(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等に課される消費税(以下「課税資産の譲渡等に係る消費税」という。))については、同法第十九条(課税期間)に規定する課税期間)」を削る。

第十五条第二項第六号中「消費税等」を「酒税等」に改め、「課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等をいう。))をした時又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第二十一条第二項中「、課税資産の譲渡等に係る消費税」を削り、同条第四項中「引取りに係る消費税等」を「引取りに係る酒税等」に、「申告消費税等」を「申告酒税等」に、「当該消費税等」を「当該酒税等」に改める。

第二十三条第六項中「申告消費税等」を「申告酒税等」に改める。

第三十条第二項中「、課税資産の譲渡等に係る消費税」を削り、同条第四項中「申告消費税等」を「申告酒税等」に、「当該消費税等」を「当該酒税等」に改める。

第三十三条第二項中「、課税資産の譲渡等に係る消費税」を削り、同条第三項中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第三十六条第二項中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第三十八条第三項中「次に掲げる」を「納税義務の成立した」に改め、同項各号を削る。

第三十九条の見出し中「消費税等」を「酒税等」に改め、同条第一項中「消費税等（消費税を除く。以下この条において同じ。）」を「酒税等」に、「につき消費税等」を「につき酒税等」に、「その消費税等」を「その酒税等」に改め、同条第二項及び第三項中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第四十三条第一項中「消費税等」を「酒税等」に改め、同条第二項中「、課税資産の譲渡等に係る消費税」を削る。

第四十五条中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第四十六条第一項中「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「消費税及び」を削り、「消費税等」を「酒税等」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第六十条第二項中「消費税等」を「酒税等」に改める。

第六十五条第三項第二号中「、法人税又は消費税」を「又は法人税」に改め、同号二を削る。

第六十八条第四項中「消費税等（課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）」を「酒税等」に改める。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「、課税資産の譲渡等に係る消費税」を削る。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 前条の規定による改正前の国税通則法の規定により同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった消費税については、なお従前の例による。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第四十七条 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次

のように改正する。

第四十七条第十一項を削る。

(自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正)

第四十八条 自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第百一号) の一部を次のように改正する。

第一条中「、消費税法(昭和六十三年法律第百八号) 」を削る。

第二条第三号中「及び消費税」を削る。

第三条中「及び消費税(以下「輸入税」という。) 」を削る。

第四条(見出しを含む。) 、第五条の見出し及び同条第一項、第七条第三項及び第四項、第八条第一項及び第三項並びに第十条中「輸入税」を「関税」に改める。

（自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条 前条の規定による改正前の自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に輸入された車両又は車両修理用の部分品について免除を受けた消費税は、同条の規定による改正後の自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第四条（関税の徴収）に規定する関税とみなして、同条及び同法第五条（関税の軽減等）の規定を適用する。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正）

第五十条 砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のよう

に改正する。

第十三条第一項中「金額、」を「金額並びに」に改め、「並びに消費税の額に相当する金額」を削る。

(コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正)

第五十一条 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)及び消費税法(昭和六十三年法律第百八号)」を「及び関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)」に改める。

第三条中「及び消費税（以下「輸入税」という。）」を削り、「輸入税の」を「関税の」に改める。

第四条、第五条（見出しを含む。）、第六条第二項及び第九条中「輸入税」を「関税」に改める。

第二十一条中「及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十六条の規定」を削る。

（コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 前条の規定による改正前のコンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴

う関税法等の特例に関する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった消費税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に輸入されたコンテナー又はコンテナー修理用の部分品（修理により取りはずされた部分品を含む。）について免除を受けた消費税は、同条の規定による改正後のコンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第四条（免税コンテナー等の用途外使用の制限）に規定する関税とみなして、同条並びに同法第五条（用途外使用等の場合の関税の徴収）、第十八条、第二十条（罰則）及び第二十一条（犯則事件の調査及び処分）の規定を適用する。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第五十三条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）

の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「消費税及び」を「物品税及び」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 沖縄県の区域から出域する旅客が個人的用途に供するため前条の規定の施行前に当該区域において購入した物品に係る消費税の払戻しについては、なお従前の例による。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十五条 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第五十六条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「消費税法(昭和六十三年法律第百八号)に規定する消費税及び」を削り、同条第六項中「第一項中「及びたばこ税法」を「第一項中「たばこ税法」に、「とあるのは「、たばこ税法」を「とあるのは「たばこ税法」に改める。

理 由

消費税は、広く国民の理解と信頼を得た上で創設されたものとはいい難く、また、現在においても多くの問題を指摘される等国民に広く受け入れられているとはいえない状況にあることにかんがみ、消費税を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行により歳入減となる見込額

この法律の施行により歳入減となる額は、平年度約五兆九千四百億円の見込みである。